

令和6年度SDGs推進関連補助事業について



※すべての事業において必ず、設置・購入前に申請が必要です。

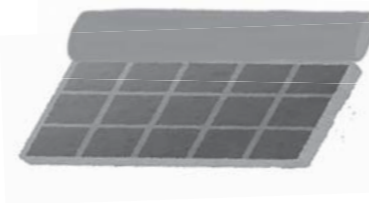
【住宅用太陽光発電システム設置費補助金】

- 対象者** 町内の既存・新築住宅に太陽光発電システムを設置する方
補助金額 出力1kwあたり2万円（限度額10万円）
主な要件
- ・町内に住所を有すること
 - ・世帯員に町税等の滞納がないこと
 - ・電力会社と電灯契約を締結していること
 - ・太陽光発電システムを既に設置していないこと



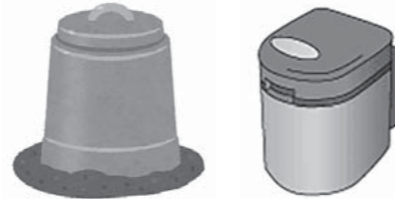
【太陽熱利用システム設置費補助金】

- 対象者** 町内の既存・新築住宅に太陽熱利用システムを設置する方
補助金額 補助対象経費の5分の1以内（限度額3万円）
主な要件
- ・町内に住所を有すること
 - ・世帯員に町税等の滞納がないこと
 - ・太陽熱利用システムを既に設置していないこと



【生ごみ処理機等設置事業補助金】

- 対象者** 町内の既存・新築住宅に生ごみ処理機・生ごみ処理容器を設置する方
補助金額 補助対象経費の2分の1以内（限度額2万円）
主な要件
- ・町内に住所を有すること
 - ・世帯員に町税等の滞納がないこと
 - ・**町内の商店から**購入すること
 - ・生ごみ処理機を既に設置していないこと



【薪ストーブ等設置費補助金】

- 対象者** 町内の既存・新築住宅に薪やペレットを燃料とするストーブ・ボイラーを設置する方
補助金額 補助対象経費の2分の1以内（限度額20万円）
主な要件
- ・町内に住所を有すること
 - ・世帯員に町税等の滞納がないこと
 - ・薪ストーブ等を既に設置していないこと



問合せ 環境水道課 ☎ 72-4002

令和5年度山都町住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円/1世帯)のご案内



●本給付金は、国から物価高騰対策として交付されている交付金「低所得世帯支援枠」の拡大に伴い、物価高騰の影響を特に大きく受ける低所得世帯を支援するため、住民税均等割のみ課税世帯に対し給付金を支給するものです。

※令和5年度山都町価格高騰重点支援給付金とは対象者が異なります。

※この給付金は一度しか受け取ることができません。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

※住民税が課税されている方の扶養を受けている世帯は対象外となります。

- 基準日（令和5年12月1日）時点で山都町に住民登録があり、
- ①「住民税均等割のみ課税」の者のみで構成される世帯
 - ②「住民税均等割のみ課税」及び「住民税均等割非課税」の者で構成される世帯

- ・DV等避難世帯
- ・配偶者との離婚、死別等により非課税となった世帯
- ・修正申告等により住民税均等割のみ課税となった世帯 など

申請は不要です

町から振込日、振込先口座を記載したお知らせ（支給について）をお送りし順次振込を実施しています。
 ※受取人・振込先等の変更には届出が必要です。

申請が必要です

申請期限：5月31日
【申請書配布先】 福祉課・各支所
 ※町ホームページにてダウンロードもできます。

本給付金または「令和5年度山都町価格高騰重点支援給付金（7万円）」を受給された方のうち、18歳以下の児童を養育されている方には、子ども加算（児童一人あたり5万円）を給付しています。順次お知らせを送付していますのでご確認ください。

！ 給付金をかたる「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

問合せ 福祉課 ☎ 72-1229